

## 事業計画・利用者処遇・防災計画

### (1) 安全管理

- ① 事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
- ② 万一の事故に備え、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行う。

### (2) 防火管理

- ① 施設に消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定める。
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。
- ③ 非常災害時に備えるため、施設において避難、救出、その他の必要の訓練を実効性を確保しつつ定期的に行う。

### (3) 苦情処理

契約に基づくサービス及びその他の事由において苦情が発生した場合には、利用者との誠意をもって協議し解決を図るほか、関係機関と連携を取り解決に努める。

### ○ 地域福祉支援の向上

- 今後開設予定の保育所等訪問支援事業を活用し、当事業所の卒園児や地域施設における障害児支援を希望する家庭との契約締結を持ち、保育所・幼稚園・その他集団生活の適正を必要とする施設を訪問するなど、地域福祉の支援を実施していく。
- 障がい児が携わる地域の関連機関等にて、そこで従事する方々に障がい児支援の基礎知識を学んでいただく機会等を持ち、障害児が地域で生活していく上での支援場所を少しずつ広げていく。
- 行政機関、相談支援事業所、大学、療育事業所・医療機関、保育所・幼稚園等の関連機関及び事業所利用児の就学先と連携し、事業所を利用する子どもを包括的に支援していく。

### ○ 保育所等訪問支援（今後開設予定）

#### (1) 目標

幼稚園・保育所等に通園し、かつ、集団生活を営むための支援等を必要とする児童を対象として、当該施設等を訪問してその環境下における集団生活に適応することができるよう支援の提供を実施する。また、就学後に療育の支援を継続して必要とされる児童かつ保護者の当該支援の意向がある場合には、就学先での集団生活適応のための支援等を提供する。

#### (2) 支援項目及び方針

##### ① アセスメント及び計画作成

- 対象児の障がい特性及び施設での様子を観察し、発達段階及び障害特性をアセスメントする。アセスメント結果から導かれる支援項目・方法を施設の職員と話し合い、支援のための個別支援計画を作成する。

② 日常生活習慣動作

- 施設等での日常生活における基本的な動作・様子を観察し、特性と発達段階をアセスメントしながら児童にとって目標に近く達成しやすい項目から優先的に支援していく。

③ 社会性・集団活動

- 集団生活及び活動の中での個別化や簡易パターション等の使用、座り位置、興味関心など、児童の特性を交えた環境設定の実施が可能かどうかなどを施設の支援員と相談しながら、対象児がその他の児童と共に集団生活を営むための環境要素を工夫した支援を実施する。

ルールや順番交代などの社会的適応やコミュニケーションの応答等、児童の発達と特性に寄り添いながら社会性の芽生えを促す。また、危険度の高い行為に対しては、支援の優先順位を考慮する。

④ 家庭支援

- 支援の目的や計画、施設訪問時の支援内容について保護者情報を共有しながら児童の成長を協働にて支え合う。必要に応じて相談の時間を設け、保護者の悩みや児童の状況について話し合う。